

令和3年3月5日

## 地域活動を実施される皆さまへ

神戸市企画調整局つなぐラボ

### 緊急事態措置の解除後の地域活動に関するお願い

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策をとりながら、地域活動に取り組んでいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症について、令和3年3月1日から兵庫県を含む6府県が緊急事態措置を実施すべき区域から除外されました。

しかしながら、兵庫県内でも 継続的に感染が確認されている変異株の影響を注視していく必要がある中、感染再拡大（リバウンド）を防ぐためには、ご自身の健康や行動に注意していただき、家庭や施設等にウイルスを持ち込まないよう、引き続き、感染を避けるための行動が求められています。

このため、地域活動に取り組む際には、感染防止対策の徹底に取り組んでいただくよう、ご理解・ご協力をお願いします。

#### 記

- 「緊急事態措置の解除後」は、別紙のとおり、ご対応いただきますようお願いいたします。
- 本通知は幅広く地域活動の中止を求めるものではありません。感染防止策の基本的な考え方をまとめた「地域活動についての新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」(※)を参考にして、感染防止のために必要な措置を講じた上で活動の継続をお願いします。
- 市の助成金等を利用している事業の実施に当たっては、それぞれの制度の担当課の指示に従って実施いただくようお願いいたします。

※「地域活動についての新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」(令和2年10月6日版)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a56164/kurashi/activate/support/covidtaisaku.html>

企画調整局つなぐラボ

電話 (078) 322-6492

## ＜緊急事態措置の解除後の対策について＞

	緊急事態措置の期間中 (令和3年1月14日～3月7日)	緊急事態措置の解除後 (3月8日～)
活動時間	20時以降の活動の自粛をお願いします。	制限なし
3密を避ける	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内にあつては定員の半分の人数（通常時の半分または最小1mの間隔）で活動しましょう。</li> <li>・屋外にあつては人と人との距離を十分に確保しましょう（できるだけ2m）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する部屋の定員までの人数。ただし、大声や声援等を出すこと、飲食をすることが想定される活動は定員の半分の人数（通常時の半分）を目安とし活動しましょう。</li> <li>・定員が設定されていない場所では、対人距離を確保して活動する（最低1m）。</li> <li>・屋外では人と人とが接触しないようにしましょう。</li> </ul> <p>※ただし、カラオケ等の歌唱を伴う活動は下記のとおり控えてください。</p>
飲食を伴う活動（給食や喫茶など）	<p>マスクをはずす機会をなくすため、感染拡大の主な起点となっている飲食については、人数に関わらず徹底して避けてください。（1月18日以降に開催されるものについて開催の延期・中止をお願いします。）</p> <p>※水分補給や糖分補給は適宜実施してください。</p>	<p>引き続き、飲食を伴う活動は控えてください。</p> <p>※水分補給や糖分補給は適宜実施してください。</p>
歌唱を伴う活動（カラオケや民謡など）	多くの飛沫が飛ぶ可能性があるカラオケや民謡など歌唱を伴う活動を控えてください。	引き続き、歌唱を伴う活動を控えてください。

## ※感染防止対策のお願い事項

- ①「大人数での会食は控える」こと。また、「少人数の食事でも会話を控え、距離をとる」こと。
  - ・真正面を避け、斜め向かいに離れて座る。
  - 横並びや真正面に座る際は、1メートル以上の距離をとる。
  - ・会食の参加者を「いつも近くにいる4人まで」に絞る（同居家族は除く）。
  - ・食事の際は、深酒・大声を避けて短時間で済ませる。
- ②年度末年度初めに向けて、卒業旅行、謝恩会、歓送迎会は控え、花見は宴会抜きで行うよう、ご協力をお願いします。